

第1章 計画策定にあたって

市では、平成27年度から令和6年度まで、2期にわたる「印西市子ども・子育て支援事業計画」により、子ども施策の取組を推進してきました。

令和7年度から始まる本計画は、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」と「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものととなります。

第1章は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示す章とし、策定の目的、計画の位置づけ、計画期間などの基本的事項や、策定の背景となった社会の動向などについてまとめます。

1 計画策定の目的

本計画は、これまで推進してきた子ども施策の取組を、引き続き教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努め、また、子どもや保護者が幸せに住み続けることができるよう、地域の協力のもと、市の子どもにかかわる取組を一元的・総合的に推進するために策定する。

2 計画の名称

「印西市子ども計画」とする。また、これまで親しまれてきた計画の愛称「いんざい子育てプラン」をもとに「いんざい 子どもプラン」を愛称とする。

3 計画の位置づけ

本計画は、従来の印西市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画に加え、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を包含した、子ども基本法に基づいて策定する「市町村子ども計画」とする。

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

5 計画の策定体制

印西市子ども・子育て会議や当事者である「子ども」の意見等を伺いながら、最終的にはパブリックコメントを実施した上で策定する。

6 子ども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向

少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり、「子ども・子育て支援新制度」と「いんざい子育てプラン（第2期計画）」、子ども・若者を取り巻く現状、そして少子化の進行が深刻なものとなる中子ども施策を新たに推進する国の動向について

7 子ども基本法と子ども大綱の概要

- ・子ども基本法の概要
- ・子ども大綱における基本的な方針
- ・子ども施策に関する重要事項

第2章 印西市の子ども・若者の現状

第2章では、さまざまな統計データや資料から、人口や世帯、さまざまな支援が考えられる子どもや家庭の現状などを確認します。また、将来的に予測される子ども・若者の人口、幼児期の教育・保育にかかわる施策や利用者の現状などについてまとめます。

1 印西市の現状

人口・世帯数、出生・就労、さまざまな子どもの状況など当市の現状について

2 幼児期の教育・保育の状況

幼稚園・保育園等の入所児童数及び施設数の推移、利用状況、学童クラブの利用状況について

3 子ども・若者の将来人口推計

第3章 子ども施策の目指す方向

第3章では、市が子ども施策でどのような社会を目指していくか示します。子ども・若者を取り巻く現状などを基に、これから本計画で取組を進めていく際の方向性や基本理念、取組み分野ごとの基本目標を示します。

1 本計画の方向

すべての子どもが健やかに成長し、今もこれからもその最善の利益が実現されることを目的に、以下の基本理念とする。

基本理念 『子どもみんなが健やかに 幸せに育つまち』

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現のために、4つの基本目標を定め、総合的な施策を展開する。

- 基本目標1 成長に応じて切れ目なく支援する
- 基本目標2 全ての子どもの幸せな成長を支援する
- 基本目標3 子どもの育ちを社会全体で支える
- 基本目標4 安心して子育てできる環境をつくる

3 施策の体系

国の子ども大綱を勘案して作成するため、基本理念のもと各分野に分け、具体的施策の展開を図っていくものとする。

- 分野1 ライフステージ別の支援
- 分野2 ライフステージを通じた支援
- 分野3 子育て当事者にやさしい社会
- 分野4 子ども・子育て環境の整備

第4章 ライフステージ別の支援

子どもの誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。学童期・思春期は、子どもが身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性を育む時期であるとともに、さまざまなことに悩んだりする繊細な時期でもあります。

第4章では、子どもや子育て家庭への支援にかかわる施策を、子どもの成長段階ごとにまとめます。

1 子ども誕生前から幼児期

出産から乳幼児期は、保護者は様々な課題や不安に直面しやすい時期でもあり、妊娠時からサポートを始め、家庭環境それぞれの多様性を尊重しながら、保育の環境整備や親子支援などにより保護者・養育者の子育てを支援します。

2 学童期・思春期・青年期

就学後から若者まで、豊かな心や健やかな体を育成し、悩みや不安があればその軽減が図られて、心身ともにひとしく健やかに成長できるよう支援していきます。

第5章 ライフステージを通じた支援

第5章では、前章にある特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべき取り組み、また、すべてのライフステージに共通する取り組みについてまとめます。

1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり

幼児期の教育・保育や学校での学習のみならず、地域における多様な体験やスポーツ活動の充実、楽しく安全な遊び場・居場所の充実などを通じて、こどもがのびのびと社会で活躍できる機会の充実を進めます。

2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援

困難な状況にあるこどもや家庭に対し、課題を早期に把握することによる早期対応や、様々な悩み・困りごとを受け止めて必要な支援につないでいく支援の連携を進めます。

3 こどもの権利を守る取り組み

虐待の発生予防や、こどもとの関わりに悩みや不安をもつ保護者など、当事者への支援とともに、社会全体でこどもの権利を守る意識の醸成などの取り組みを進めます。

4 こどもの安全を守る取り組み

幼児期の教育・保育に関わる施設、学校、地域等が協力してこどもの安全を守る取り組みを進めます。

第6章 子育て当事者にやさしい社会

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中、保護者等の子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなくこどもに向き合えるようにすることは、こども・若者の健やかな成長のためにも重要となります。

第6章では、地域全体でこどもを育てるという考え方によるものも含めた、子育て当事者への支援にかかわる取り組みをまとめます。

1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

国の制度等も活用しながらの支援、当局独自の支援などにより、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

2 地域子育て支援と家庭教育支援

子育てや家庭教育を支援する環境の整備、有効なサービス利用の助言、地域の力を生かしてこどもや子育て当事者を支える社会づくりなどを進めます。

3 共働き、共育ての推進とひとり親家庭への支援

男女が協力して子育てできる環境に向けた情報提供や男性への支援、またひとり親家庭ではこどもや保護者に寄り添った適切できめの細かい支援を進めます。

第7章 子ども・子育て環境の整備

第7章では、平成27年以降2期間にわたり推進してきた子ども・子育て支援法に基づく法定計画「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」として実行する、幼児期の教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業による取り組み等を示します。

1 教育・保育の提供区域

本市では、特に千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅周辺において開発が進められてきたことから、これまで幼児期の教育・保育の提供区域として3区域の設定を行いました。

今後も区域により人口増加が見込まれる中、その影響を勘案しながら施設整備等を検討し対応する必要があるため、本計画においてもこれまでの提供区域を踏襲し、3つの区域とします。

- 第1区域・・・木下駅・小林駅を中心とした区域
- 第2区域・・・千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域
- 第3区域・・・印旛日本医大駅を中心とした区域

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの13事業に加え、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる事業を新たに加えます。

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

第8章 計画の推進

第8章では、本計画を確実に推進するための体制と、計画の進行管理の方法などについてまとめます。

1 適切な連携・協力体制による計画の推進

2 計画の進行管理・フォロー

資料編

- 1 印西市子ども・子育て会議 設置条例
- 2 印西市子ども・子育て会議 委員名簿
- 3 計画策定までの経過